

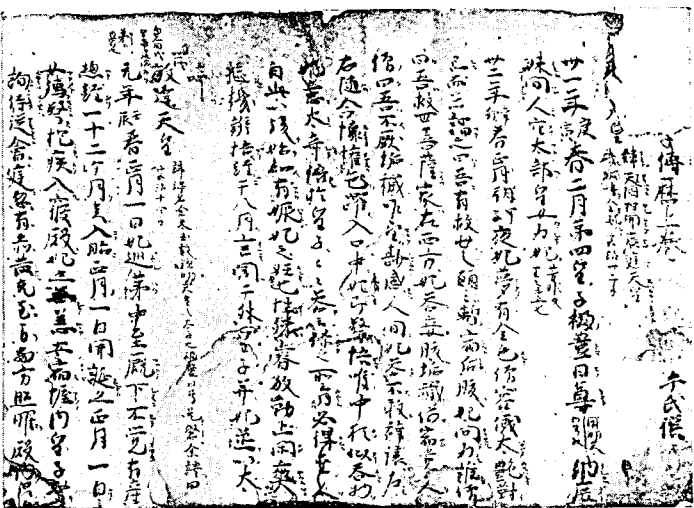
一六 人々傳

寛文の刊本以下八本は、人之傳に作り、神習文庫一本は人傳に作り、群書類従本は傳記に作る。

聖德太子傳 二卷

聖德太子の御事蹟を記したるものなり。今世に傳はりたる聖德太子の傳は、數部あり。群書類従に收めたるものに、上宮聖德法王帝説、太子傳補闕記の二書あり。續群書類従に收めたるものに、上宮皇太子菩薩傳、及び聖德太子傳曆二卷あり。大日本佛教全書には、四書の外に、太子傳古今目錄抄一卷、聖德太子傳私記二卷、顯真得業口決抄一卷、聖德太子平氏傳勘文六卷、上宮太子拾遺記七卷、聖德太子傳の六部を收めたり。その他の古寫本には、日光輪王寺所藏の聖德太子傳記、醍醐三寶院所藏のもの等あり。また古書に、聖德太子傳としてのせたるものには、太子傳補闕記に、四天王寺聖德王傳の名をあげ、本朝月令、政事要略、東大寺要録、年中行事秘抄、師光年中行事、香字抄等に引きたるものあり。いづれも卷數明ならねど、本朝月令、政事要略、東大寺要録、年中行事秘抄等に引きたるものは、聖德太子傳曆と同文なり。

伏見宮御所藏



り。殊に聖德太子傳曆も二卷なれば、この聖德太子傳は、蓋し聖德太子傳曆の事なるべし。左大臣頼長の日記久安四年九月十七日の條に、「見聖德太子傳下卷了」と記したるも、二卷のものなれば、同じきものならん。

太子傳曆の文は、本朝月令に引載し、寛永の刊本には、始に平氏撰とあり。平氏撰は、永觀二年の三寶繪に見えれば、冷泉天皇より以前のものなり。何人の撰びたるものにか詳ならず。平氏撰といへるによりて、平氏の曩祖なる葛原親王の御撰としたり説あり。桓武天皇の宸作といへる説あり。平兼輔を著者としたる説あり。古寫本は、伏見宮御所藏二卷あり。卷末に、沙門賢仁の永久元年の奥書、及び貞應二年五月七日書寫の奥書を記したり。同書の事は、藤原猶雪氏の復原聖德太子傳に見え、

皇室御撰之研究にも載せたり。

田村傳 師能書

坂上田村麻呂の傳記なり。師能書とあるは、いかなる意にか、師能の書寫したるよしなるべし。師能は如何なる人か、源師房の孫に、左中辨師能あり。群書類從に收めたるものは、嵯峨天皇の御撰としたる説あれど、天皇宸製の論贊によりて、あやまりたるものなり。そのよしは、皇室御撰之研究に記したり。

儒傳 三卷

儒家の史傳なるべし。今は散逸して傳はらず。

政事要略十一月中務省奏御奏事の條に、儒傳云、以小治田朝十二年歲次甲子正月戊申朔、始用曆日、

年中行事秘抄にもあり。

と見えたるのみ。これによれば、儒家の傳記のみならず。儒家の歴史をも記したるもの如し。

藤氏傳記 一結

藤原氏の人々の傳記なり。一結とあれば、幾種類の傳記を集録したるものなるべし。

權記に、長保四年二月十四日、午時許、詣閑院、返奉近曾内府所借給藤氏記並家傳上下卷、

とあり。内府は、藤原公季にて、閑院はその第なり。藤氏記は、今傳はらざれど、家傳は、群書類從に收めたる上卷の鎌足、下卷の武智麻呂傳なり。東大寺要録及び大中臣氏系圖に、「藤氏家傳云、世掌天地之祭、相和人神之間、仍命其氏、曰大中臣、」とあるは、鎌足傳と同文なり。卷尾に、「貞惠、史、別有傳」とありて、伏見宮御所藏の大織冠傳上卷の末に、貞慧傳を附載し、群書類從本には、武智麻呂傳を下卷に收めたるによれば、卷上に、鎌足、及び貞慧を載せ、下卷に、不比等、及び武智麻呂等を掲げたるものなるが如し。然るに、今は鎌足、貞慧、武智麻呂等のみにて、不比等の傳以下は、缺逸して傳はらず。なほ扶桑略記和銅六年十二月の條に、大織冠傳とし、末に「已上家傳」と記してのせたるものは、武智麻呂傳と同文なるによれば、家傳をも大織冠傳とも稱したるにや。また下卷には、不比等、或は不比等、武智麻呂の外に、房前、宇合などの傳をも收めたるものならんか。或はこの藤氏傳記一結の中には、家傳の外に、次なる昭宣公、清慎公、敏行朝臣、百川、藤六、忠仁公等の傳もありしものか。

攝關 二卷

攝政關白たりし人々の事歴なり。今傳はりたるもの三卷あり。上卷は、忠仁公良房より、東山殿道家に至り、中卷は洞院殿實教より福照院殿滿基に至り、下卷は、後三緣院殿滿教より、安祥院殿吉忠に至れり。

上卷奥書に、御本云、右攝關御傳抄三帖者、依古筆祕藏之者也、

天正九年二月 日

關白從一位判

とあり。もとは上巻のみなりしを、漸次追加したるものなるべし。近衛政家が、攝關傳書寫のため、二條前關白持通、一條禪閣兼良所藏の本を借りたる事、後法興院記に見えたるは、いかなる本にか。

大臣 一卷

大臣に任せられたる人々の傳を記したるものなるべし。今傳はらず。

大將 一卷

左右大將に任せられたる人々の傳記なるべし。これも今傳はらず。

本朝神仙傳 一卷 江匡房撰

神仙の術を得たる人、終焉の有様の神仙に似たるもの、傳を書きたるものなり。卷首に、匡房の撰なるよし見え、諡號雜記、及び河海抄にも、大江匡房の撰なるよし見えたり。

この書は、世に傳はりたるもの二種あり。一は野村男爵家所藏の古寫本にして、一は前田侯爵家所藏の古寫本なり。野村本は、表紙に、賢賢とありて、延文頃のものなり。所載の目錄左の如し。

- 倭武命 上宮太子 武内宿禰 浦島子 役行者 德一大德 泰澄大德 久米仙
- 都藍尼 善仲 善算 窺陰法師 行叡居士 教待和尚 報恩大師 弘法大師 慈
- 覺大師 陽勝仙人 同弟子仙 河原院大臣侍 藤大君 源太君 賣白箸翁 都良香
- 阿波國樹下僧 美濃國河邊人 出雲國石窟仙 大峯僧 同山仙 竿打仙 伊豫國
- 長生翁 中算上人童 橘正通 東寺僧 比良山僧 愛宕護僧 沙門日藏

本文に錯簡あり、節略したるところありて、完備せず。また前田侯爵家所藏古寫本には、卷首に、「江匡房撰」とありて、役行者、泰澄、都藍尼、教待和尚、弘法大師、東寺僧住某、日藏、慈覺大師の八人あり。蓋し野村本を抄略したるものたり。そは、

奥書に、應安元年六月廿七日、以遍智院二品親王御本書寫、僧正弘賢持參之本也、餘傳記略之抄出之、

權律師深譽

右本朝神仙傳拔萃一卷、以醍醐水本報恩院本寫之

とあるにても明なり。遍智院二品親王は、後二條天皇の皇子仁和寺聖尊親王にましく、その御本によりて、深譽の抄略したるものなり。史籍集覽に收めたるものは是なり。この書の中、釋日本紀に引きたるものには、浦島子あり、河海抄に見えたるものには、上宮太子あり。

著者匡房の事は、江次第の條(一五五頁)に記せり。

大織冠 一卷

鎌足の傳なり。前掲の藤氏傳記一結中に、家傳上下二卷あるよしを記せり。それとは別のものか。扶桑略記に、大織冠傳としてのせたるは、その下に「已上家傳」としたれば、同じきものなり。

伏見宮御所藏

家傳卷上 大師
 内大臣藤原兼房仲郎大倭國島市郡人也其先出自天兒屋根命世字天地之祭相和人神之間仍命其氏曰大中臣美氣祐卿之長子也母曰大伴夫人大臣以豐御炊天皇廿四年歲次甲戌生於藤原之弟初太皇太后而共聲聞於外十有二月乃誕外祖母焉夫人曰汝兒懷任之月也常人異非凡之子必有神功夫人心異之將致無恙不覺女生大臣性

大 織 冠

著者は、大師と記したり。大師は惠美押勝にて、鎌足の孫左大臣武智麻呂の子なり。始め仲麻呂といひ、大納言より紫微内相となり、天平寶字二年、大保に任せられ、勅して姓を惠美とし、押勝と改名し、同四年大師に轉じ、同八年誅せられたり。

この書の古寫本は、伏見宮御所藏あり。大織冠傳上として一卷あり。卷末に、貞慧傳を附せり。刊本は、明

和五年の刻本あり。群書類從にも收めたり。

菅家 一卷

菅原道眞の傳記にて、群書類從に收めたるものと同じきものなるべし。始に、菅原氏の來由をのせて、一右日本書紀、氏族志抄、新撰姓氏錄、菅原本系帳所載、と記し、次に道眞の傳をのせて、「右據菅家文章、後集、三代實錄、公卿補任、菅原本系帳、家記等記之、」とし、次に安樂寺學頭安修の奏狀、及び天曆九年の託宣、天德三年の神殿修造、一條天皇永延元年の聖廟祭祀の宣命、寛弘元年の行幸等を記し、終に「嘉承元年十二月十八日陳經」とあり。陳經は、道眞五世の孫にて、師長の子なり。

日本儒林 一卷

菅原大江の二家、及びその他儒を以て仕へたるもの、うち、著名なる人々の傳を記したるものなるべし。今傳はらざれば詳ならず。

昭宣公 一卷

昭宣公は藤原基經なり。基經の事は、文德實錄の條(六八頁)に記せり。この書も今傳はらず。公卿補任貞觀六年の條に一條、扶桑略記陽成天皇御讓位の條に載せたるもの一條あり。末に、「已上傳文紀納言作、」と註せり。紀納言は中納言紀長谷雄なり。長谷雄の事は、續紀家集の條(三九九頁)にのせたり。

淳和第二親王 二卷

淳和天皇第二皇子は、恒貞親王の御事なり。恒貞親王の傳は、下にも、「恒貞親王一卷」とあれば、一卷の本と、二卷のものと二種ありしものによ。或は第二は誤にて、恒貞親王の外なる恒世、恒統、基貞、良貞等諸親王の中なる御傳を記したるものか、詳ならず。

菅家二代 一卷 清公、是善

菅原、清公、是善の二代なるべく、これも今傳はらず。清公の傳は、桂林遺芳抄に、「西曹始祖清一卿御傳」として、一節を引載したれど、是善の傳は考ふべきものあらず。但し扶桑略記元慶四年八月卅日の條に載せたる是善の傳は、その典據を示さざれど、三代實錄にも見えざれば、この傳を抄略して、記したるものならんか。清公の事は、新定酒式の條(三〇一頁)に、是善の事は、文德實錄の條(六八頁)に載せたり。

吉備大臣 一卷

左大臣吉備眞備の傳なり。眞備の事は、私教類聚の條(四四一頁)にのせたり。これも今傳はらず。たゞ年中行事抄二月釋奠の條に、吉備大臣傳云、先是大學釋奠、其儀未備、大臣依稽禮典、器物始修、禮容

可觀、

とあるのみにて、著者も詳ならず。

清慎公 一卷

清慎公は、小野宮實頼の諡號なり。實頼の事は、新國史の條(八四頁)に載せたり。これも今傳はらず。

和氣清麻呂 一卷

和氣清麻呂の傳は、群書類從に收めたるもの一卷あり。日本後紀卷八に、「延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨」とありて、下にその傳をのせたるものと同文なり。類從本は、「贈正三位云々清麻呂薨」の薨の字を略したるのみにて、傳文中、その薨年月をのせず、後紀と同じく、「薨時贈正三位、年六十七」と記したるによれば、蓋し後紀の文をそのまま抄録して、一卷としたるものなるべし。但しこの書籍目錄に記したるは、別のものなりしにか。

善相公 一卷

三善氏にて、參議たりしは、清行のみにて、扶桑集、本朝文粹等に、清行を善相公と記したれば、こは三

善清行の傳記なれど、今傳はらず。清行の事は、十三條意見の條(二二五頁)に記せり。

良大納言 一卷

今傳はらねば、詳ならねど、良は良峯氏なるべく、良峯氏にて、大納言なりしは、安世のみなり。安世の事は日本後紀の條(五八頁)に載せたり。

統理平 一卷 三統理平

三統理平の傳記にて、今傳はらず。理平の事は、三代實錄の條(七三頁)にのせたり。

野相公 一卷

野相公は小野氏にて、參議たりし人なり。野相公集の條に記したるが如く、小野氏の中、參議にて終りたる人は、峯守、篁、好古の三人あれど、好古は、大宰大貳を兼ねて、野大貳と稱したれば、野相公は、峯守、篁の中なるべし。この書も今傳はらねば、いづれの傳にか明ならず。

音人 一卷

大江音人の傳記なり。音人の事は、文德實錄の條(六八頁)に記したり。

この書も、今傳はらねば明ならねど、扶桑略記陽成天皇元年十一月三日音人薨去の下に、その略傳をのせたり。出典を明記せざれど、三代實錄音人薨去の下に記したるものと、同じからねば、扶桑略記はこの傳によりたるものならんか。

道風 一卷

小野道風の傳なれど、これも今亡佚せり。道風は篁の孫なり、醍醐、朱雀、村上の三朝に歴仕し、能書を以て世に聞えたり。正四位下、内藏權頭に至り、康保三年卒す。年七十一。

橘贈納言 一卷

參議橘廣相の傳なり。廣相の事は、擬潜夫論の條(二二四頁)に載せたり。この傳、今は亡佚して、年中行事抄、正月踏歌の條に、廣相卿傳云、仁和五年、蒙勅造撰踏歌記一卷、件記仁壽以後四代中絶不行、今年尋承和舊風始行之、

公卿補任元慶八年廣相尻付に、家傳、聽昇殿、陪近習、禁内衆事無不幹理、

と見えたるのみ。但し橘氏の中にて納言を追贈せられたるは、この外、廣相の曩祖奈良麻呂あり。奈良

麻呂は、仁明天皇の御代、御生母檀林皇后の御父たるを以て、大納言を贈られ、後更に太政大臣追贈の恩典に浴したれば、贈橘納言にあらざる事明かなり。但しこの傳の橘贈大納言とあるを正しとせば、奈良麻呂の太政大臣追贈以前に書きたるものにて、橘大納言傳と名づけたるが、そのまゝとなりしものにてあらんか、且つ下の廣相公を廣相の傳とせば、こは奈良麻呂の傳とすべきに似たり。

太政大臣源朝臣 一卷 嵯峨皇子

嵯峨皇子とあれど、嵯峨天皇の皇子にて、太政大臣に任せられたるもの見えす。左大臣に任せられたるは、常、信、融の三人にて、その中正一位を贈られたるは、信、融の二人なり。太政大臣とあるは、左大臣の誤にて、この二人の中、いづれかの傳記ならん。但し融の傳記は、世に聞えざれど、信の傳は、

河海抄繪合の卷に、信大臣嵯峨第一源氏、號北邊大臣也、傳云、好讀書、兼善草隸、又工圖畫、丹青之妙、太上天皇親自教習以吹笛鼓琴彈琵琶之技、思之所涉究其微旨云々、

とあり。また嵯峨皇子を以て誤として、源氏にて太政大臣たりし人を尋ぬるに、鎌倉時代までに、雅實、通光、基具、定實の四人あり。この中雅實は、源顯房の子にて、保安三年に任せられ、通光は通親の子にて、寛元四年任せられ、寶治二年薨じ、基具、定實は、永仁以後に薨じたれば、こは雅實、通光の中にて、我家の祖なる雅實の傳記なるべし。

南大納言 一卷

二中歴名人歴の名臣に、「南大納言年名」と見え、公卿補任に、南淵年名を南年名としたれば、南淵年名の傳なる事明なり。この書も今世に傳はらず。年名の事は、文德實錄の條(六八頁)に載せたり。

紀家 一卷

紀長谷雄の傳なるべけれど、今傳はらず。

民部卿保則 一卷

藤原保則の傳にて、三善清行の撰びたるものなり。

卷尾に、余初爲起居郎、依元慶註記、見東征之謀略、爲備中介、聞故老風謠、詳西州之政績、粗述所知、成此實錄、但世稱公德美、老人之談不容口、然而轉語浮詞、不敢論著、恐有□飭之疑、損相公之美也、昔者司馬遷著晏子傳、遙美報鞭、蔡伯諧作郭泰碑、遂無慙德、故叙此景行貞立志、延喜七年季春一日、文章博士清行之、

と見えたり。

佛其む我月佛隨也大登體之曰身之
 痛痛痛痛之時不願倒唯向方合河
 許能伸布し 時賢公當公云令備後殿
 公得善報余初為志居身依元廣住化見
 東征之謀略為備中司馬故老凡位皆列
 之政績粗述而知成此實餘但世稱公は美
 老人之侯不容口致之情語浮詞不取後者
 世有 銘之類後抑公、美之者有司馬還

保則傳 (藏所氏爲利田前爵侯)

この書は、金澤文庫所藏本により、水戸彰考館にて寫したるを、續群書類從に收め、存採叢書にも收めたれど、斷簡なりしを、栗田寛博士、前田侯爵藏本の中より、その殘篇を索め得て、これを補ひたり。されど、なほ逸亡したるところあれば、完本にあらず。

保則是、中納言乙叡の孫にて、左兵衛

佐貞雄の子なり。文德天皇より、宇多天皇に至る五朝に仕へ、參議、從四位上に至り、民部卿を兼ねたり。寛平六年七十一にて、卒去せり。

大納言季房 一卷

神宮文庫一本、内閣一本、彰考館一本、その外大納言秀房としたるものあり。

大納言季房は、いかなる人にか、尊卑分脈に、季房數人あれど、大納言たりしは一人も見えず。一本に秀房としたれど、秀房もまた、大納言たりし人なければ、誤寫なるべし。

敏行朝臣 一卷

敏行の傳もまた、今傳はらず。

古今和歌集目錄敏行傳に、家傳云、昌泰四年卒、同紀友則傳に、敏行傳云、紀納言之末葉也者、と見えたるものこの書なるべし。

百川 一卷

藤原百川の傳なり。これも今傳はらず。但し日本紀略光仁天皇の條に、「百川傳云、」として、稱徳天皇の崩御、及び光仁天皇踐祚の事どもを記したる文を引きたり。水鏡にも、同條を引きて、「この事は、百川の傳にぞこまかにかきたるとうけたまはる、」と記したり。同書に、井上皇后、及び他戸皇太子を廢せられし事、桓武天皇を皇太子に立てられし事等、百川の事蹟をくはしく擧げたるもまた、この傳記によりて記したるものなるべし。

故賢 一卷

これも、今傳はらざれば、詳ならず。

滋野貞主 一卷

參議滋野貞主の傳なり。貞主の事は、秘府略の條(三五〇頁)に載せたり。

この書も、今傳はらねば、明ならねど、日本後紀に載せたる和氣清麻呂傳は、和氣清麻呂傳を抄録したるが如く、續日本後紀仁壽二年二月の條に載せたるは、この傳を抄録したるものならんか。

小町 一卷

内閣二本、前田二本、圖書寮本、その他の二三の寫本小野に作り、神宮文庫一本、内閣一本、神習文庫二本等
小野小町に作る。

小野小町の傳記なり。今傳はらず。群書類從に收めたる玉造小町子壯衰書は、韻文に記したるものなれど、その一種なるべし。

浦島子 一卷

群書類從に、浦島子傳一卷、續浦島子傳記一卷をのせたり。浦島子傳は、いつの頃書きたるものか、筆者も明ならず。續浦島子傳記には、卷首に、「承平二年壬辰四月廿二日甲戌、於勘解由曹局注之、坂上家

高明耳」と見え、

終に、所謂浦島子傳、古賢所撰也、其言不朽、宜傳於千古、其詞花麗、將及於萬代、而只紀五言絕句二首和歌、更無他艶、因之不堪至感、代浦島子、詠七言廿二韻、以三百八字成篇也、名曰續浦島子傳記、

于時延喜二十年庚辰臘月朔日也○下略

と記して、長篇の詩一首、及び和歌、七言絶句各十四首をのせたり。續篇の延喜になりしによれば、正編の古きものなる事を知るべきなり。但しこの目錄にいへる浦島子傳は、いづれをさしたるものか詳ならず。扶桑略記雄略天皇廿一年の條には、續浦島子傳云として掲げ、末尾に、「已上續傳略抄」と記したるは、正篇の文にして、河海抄、詞林采葉抄に、浦島傳として引きたるは續篇の文なり。

藤六 一卷

藤六は、權中納言藤原長良の孫にて、越前權守弘經の子、輔相なり。尊卑分脈に、「無官、號藤六、歌人」と見え、和歌作者部類にも、「六位藤六」とあり。蓋し藤六位の略稱ならん。

この書、今傳はらず。輔相の事も詳ならず。たゞ宇治拾遺物語に見えたるのみにて、和歌も拾遺和歌集、及び新拾遺和歌集に、各一首を收めたるのみ。

葛井親王 一卷

この書、今傳はらず。葛井親王は、桓武天皇第十二の皇子にましまし、嘉祥三年四月薨じ給へり。文德實錄に御略傳を載せたり。

武智麻呂 一卷

武智麻呂は、藤原氏南家の祖にて、不比等の子なり。この書は、藤氏家傳下に附したるものにて、群書類從に收めたり。

卷尾に、育子二人、其長子曰豊成、其弟曰仲滿、使學博士門下、屢奉絹帛、勞遺其師、由此二子皆有才學、名聞蓋衆、豊成仕至右大臣、爵入正二位、後坐變事知而不奏、降爲太宰員外帥、仲滿改名曰押勝、仕至大師、爵入從一位、爲帝羽翼、鎮撫天下、贊曰、積善之後、餘慶鬱郁、冠蓋相尋、翼贊輦轂、孫々子々、恒爲耳目、上安下泰、鬼神和睦、乃國乃家、爰勞爰戮、忠貞藉甚、其人如玉、

とあるによれば、押勝在世の時にかきたるものなるが如し。そは豊成の太宰員外帥たりしは、天平寶字元年にて、押勝の大師となりしは、同四年なれば、それ以後のものなるべく、同八年、豊成が優詔によりて、再び右大臣に任せられたる事を記さず。殊に贊の文には、押勝の隆盛をきはめたる時のさまに記しては、

たれば、天平寶字四年より、同八年までの間にかきたるものならん。

著者僧延慶は、いかなる人か、事蹟詳ならず。

續日本紀に、天平寶字二年八月辛丑、外從五位下僧延慶、以形異於俗、辭其爵位、詔許之、其位祿位田者、有勅不收、

とあるものと同じ人なるべし。以て押勝と時代を同じうしたるを證すべし。またこの書の傳來に就いては、

輿書に、建久七年丙辰卯月八日書寫之、法相宗末葉乘圓舜禎之本也、同比初點了、

大日本國和州泊瀬河畔、

と見えたり。

廣相公 一卷

善相公、野相公の例によれば、廣參議の義なるべけれど、廣を姓としたるは、光仁天皇の皇子廣根諸勝あれど、參議にあらず。或は橘廣相ならんかと思はるれど、他の傳記に、公の字をそへたるものなく、橘廣相には、橘贈納言傳あれば、これは別のものならん。

忠仁公 一卷

忠仁公は藤原良房なり。良房の事は、日本後紀の條(五八頁)に載せたり。この書も今傳はらず。

業平朝臣 一卷

在原業平の傳記なり。業平は阿保親王の御子にて、仁明より、陽成に至る四朝に事へ、藏人頭、右近衛中將に至り、元慶四年、五十六にて卒去せり。この書も、今傳はらず。

宗公方 一卷

群書類従本、及び二三の本には宗公房としたり。

宗は惟宗の一字にて、惟宗公方の傳なるべし。公方の事は、本朝月令の條(一一七頁)にのせたり。この書も、今傳はらず。

淡海公 一卷

藤原不比等の傳記なり。不比等の事は、律十卷の條(二一六頁)にのせたり。この書は、大織冠傳の卷

末に、「有二子貞惠史、俱別有傳、」とあるものなるべけれど、今傳はらず。二中歴法場歴維摩會堅義の次に、「淡海公傳云、」として、維摩會を設けたる文を引きたるものあるのみ。

文雄 一卷

今傳はらねば、詳ならねど、蓋し巨勢文雄の傳記ならんか。文雄は、清和、陽成、光孝の三代に事へ、文章博士、大學頭、右中辨等に任せられたり。

恒貞親王 一卷

恒貞親王の御傳記なり。この書の事は、扶桑略記卷二十に、親王の基經に推戴せられ給ひし事をのせて、「已上傳文、紀納言作」と註したり。紀納言は、紀長谷雄にて、長谷雄の事は、續紀家集の條(三九九頁)に記せり。この書、今殘闕にて一卷あり。金澤文庫本を書寫したるものにて、續群書類従、及び存探叢書に收めたり。古寫本は、前田侯爵所藏圓珍和尚傳、及び保則等の傳とを連載したるものあり。

白箸翁

白箸を賣りて業とせる一老父の傳にて、短篇なり。紀長谷雄の記にて、群書類従に收めたり。

江帥

太宰帥大江匡房の傳記なり。匡房の事は、江次第の條(一五五頁)に記したり。この書も、今傳はらず。

女院后宮尙侍 一卷

女院、三后、及び内侍司の尙侍の事歴を記したるものなり。女院の事は、女院次第、及び群書類從に收めたる女院小傳、女院記あり。后宮の御傳記、及び尙侍の事を記したるものは、今傳はらず。

一七官位

内外諸司補任帳

一 京官地方官の補任を記録したるものなるべし。今傳はらず。

同歴名帳

今傳はらねば、明ならねど、内外官諸司の官と、姓名とを列記したるものなるべく、蓋し群書類從に收めたる歴名土代の類ならんか。

神祇官補任帳

内閣一本、前田一本、圖書寮一本、徳富本、松井本、家藏一本等、この次に、神祇官歴名帳を載せたり。